

大規模災害発生時の廃棄物対策に関する調査のお願い(案)

「資料 3」(4)に記載のとおり、本年度の調査は、昨年度実施した調査(基本情報)の更新・補完調査、追加調査の 2 種類があります。

近日中に、正式な調査依頼を行いますので、ご対応のほど、よろしくお願いいたします。

(1)昨年度の更新・補完調査

ア 災害廃棄物処理を行う可能性のある施設(一廃処理事業者)：二府四県全自治体が対象

昨年度、「一廃廃棄物処理実態調査(平成 25 年度)」を基に、二府四県内の全自治体へ照会をかけて災害廃棄物処理施設のリストを作成しております。同リストをメール(電子データ)にて配信しますので、各自治体が所管されている施設について、更新等がないかご確認をお願いします。(平成 28 年 9 月 1 日時点)

なお、送付予定の Excel データでは、「焼却」「粗大」「資源化」「燃料化」「その他」「保管」「最終」「し尿」をシート別に整理しています。

イ 災害廃棄物処理を行う可能性のある施設(産廃処理事業者)：府県・廃掃法政令市が対象

昨年度作成した災害廃棄物処理施設リストをメール(電子データ)にて配信しますので、各自治体が所管されている施設について更新等がないかご確認をお願いします。(平成 28 年 9 月 1 日時点)
なお、自治体により更新の確認方法が異なります。

回答自治体	リストの作成方法	更新・回答方法
大阪府	全許可事業者のうち“別紙”条件を満たす事業者	左記の方針に変わりがないかご教示ください
堺市	全許可事業者	
その他	“別紙”参照	配信したリストの更新・補完をお願いします

ウ 廃棄物事業者団体等との協定：協議会構成員が対象

昨年度の報告書の該当ページ(協定の一覧表)を協議会構成員に直接メールにて配信しますので、更新等がないか、ご確認をお願いします。

上記のア～ウについて、更新いただく際は、朱書きで追記、見え消し線で削除いただき(実際には削除しない)、修正した形跡が分かるように作業願います。

返信は、メールにて 11 月 30 日(水)までにお願い致します。また、更新が無い場合も、その旨をメールにてご連絡ください。

(2)追加調査

追加調査は、次の4点です。

- 災害発生時の廃棄物仮置場の候補予定地に関する調査（※）
- 消防法上の危険物及び石綿（アスベスト）含有建築物に関する情報開示可否等に関する調査
- し尿処理関連施設等の調査
- 災害廃棄物処理に関する教育・訓練の実施状況調査

※「災害発生時の廃棄物仮置場の候補予定地に関する調査」については、昨年度も実施しましたが、仮置場候補地の事前準備が重要であることから、調査項目の選択肢を大幅に変更し、再度調査をお願いするものです。

二府四県の全自治体を対象に調査票（資料7-2～資料7-5の内容を想定）をメールにて配信しますので、それぞれについて、ご回答をお願い致します。（平成28年9月1日時点）

返信は、メールにて11月30日（水）までにお願い致します。

(3)メール配信方法

1)二府四県全自治体が対象となる調査

府県担当者宛に、調査票を添付したメールを配信しますので、ご自身もご回答いただくとともに、府県下全自治体への配信をお願い致します。

2)協議会構成員、府県・廃掃法政令市が対象となる調査

調査票を添付したメールを、直接、各自治体宛に配信します。

(4)調査に関する問合せ・返信先

問合せ及び返信は、下記までお願い致します。

【調査目的に係る問合せ先】

環境省近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課 担当：清丸、若林
（お問合せの際）電話：06-4792-0702

【返送先・回答方法に係る問合せ先】

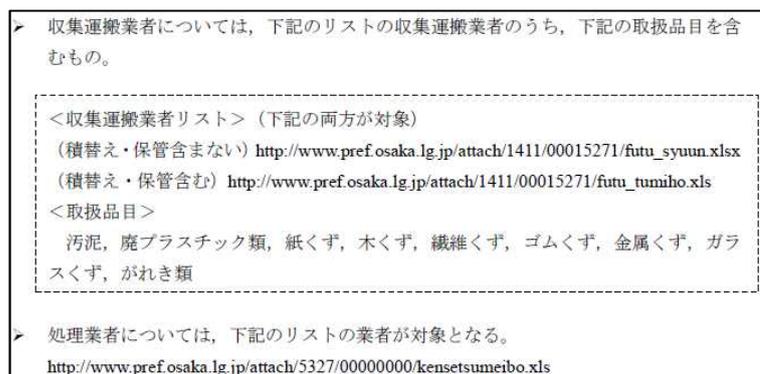
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 研究開発第1部（大阪） 担当：平野、秋元、廣瀬
メールアドレス：×××@murc.jp
（お問合せの際）電話：06-7637-1460

災害廃棄物処理を行う可能性のある施設(産廃処理事業者)リストの作成経緯

平成 27 年度に実施した調査では、以下に示す 4 パターンで作成しました。

● 大阪府

府の全許可事業者のうち、一定の条件に合致する事業者を抽出した。(条件は下図参照：
H27 年度調査報告書 (P.10) の抜粋)



● 堺市

市の全許可事業者とした。

● 兵庫県、京都府

府県産廃協会が会員事業者向けに実施した”災害時における協力意向に関するアンケート調査”で協力意向のあった事業者をリストアップし、両府県及び府県内市町村へ照会を行い、①各自治体として災害時に災害廃棄物処理を行う可能性のある産廃事業者をピックアップ(追加・削除)、②データの確認、を依頼し作成した。

● その他自治体

府県産廃協会の会員事業者のうち、当該府県の廃棄物処理等に関する入札参加資格を有する事業者を対象に事務局でリスト(案)を作成の上、各自治体へ照会を行い、①各自治体として災害時に災害廃棄物処理を行う可能性のある産廃事業者をピックアップ(追加・削除)、②データの確認、を依頼し作成した。